

下級裁判所裁判官指名諮問委員会仙台地域委員会

(平成28年度第3回) 議事要旨

第1 日時

平成28年11月7日(月) 午後1時30分

第2 場所

仙台高等裁判所第1会議室

第3 出席者

(委員) 官澤里美・野家啓一・堀嗣亜貴・村田渉(委員長)

(庶務) 井筒仙台高裁総務課長・菅沢仙台高裁総務課課長補佐

(説明者) 竹内仙台高裁事務局長

第4 議題

- 1 平成29年上半期の裁判官指名候補者の情報収集の結果について
- 2 中央委員会からの通知について
- 3 その他
- 4 次回の予定について

第5 議事

- 1 平成29年上半期の裁判官指名候補者の情報収集の結果について
提供された情報の取扱いについて、提供された情報は、顕名であり、かつ、評価の具体的理由及びその根拠となる事実が記載されていることから、当地域委員会としては、特段の意見なしとして中央委員会に送付することとされた。
- 2 中央委員会からの通知について

以下のとおり、庶務から説明された。

当地域委員会に関する裁判官指名候補者名簿は、机上配布したとおりである。

なお、本件通知に基づく地域委員会の開催は予定していない。

おって、当該名簿に記載された裁判官指名候補者の履歴書及び全地域委員会関係の裁判官指名候補者名簿については、当委員会庶務において保管しているので、閲覧を希望する場合には、庶務に申し出ていただきたい。

3 その他

地域委員会への情報提供について、情報提供者が封かんした情報を所属の弁護士会や最寄りの裁判所を経由して提出することに関して審議がなされた。

委員からは、情報を広く収集するためには、情報提供者が情報提供をしやすい環境を整備することが重要であり、封かんした情報を所属の弁護士会や最寄りの裁判所を経由して提出することを認めることのほか、情報提供依頼時に料金別納用の封筒を配布する工夫等も検討すべきではないかとの意見が述べられた。別の委員からは、情報提供者が封かんしたものであることを当委員会が確認する手段がなく、情報収集は裁判官のプライバシーに関する高度の情報を取り扱うものであるから、細心の注意を払う必要があるため、情報が提供された経緯について疑義が生じないよう取り扱うべきであるとの意見が述べられた。

審議の結果、情報提供者に対しては、地域委員会に直接の情報提出を求めることとされた。

第6 次回の予定について

平成29年3月2日（木）午後1時30分